

公益財団法人 ニッポンハム食の未来財団

平成 29 年度 事業計画書

《 基本認識 》

公益財団法人としての認定後初年度の活動に当たり、以下を基本認識として業務を遂行する。

1. 公益財団法人に求められる運営・管理・事業遂行上の法令を遵守するとともに、ガバナンスを核とする自主性を重視した体制化を図り活動する。
2. 健全な財団運営と公益性ある事業成果の創出を通じて、社会からの信頼を維持・向上する。
3. 公益目的事業を以下の基本方針の下、遂行する。
 - ① 財団設立年度から推進中のコア事業「食物アレルギーに関連する研究振興のための助成及び社会への啓発、支援を目的とする事業」を継続し事業成果を拡充する。
 - ② 事業成果を社会に還元するために普及活動を強化する。（特に食物アレルギー対応食料料理コンテストの成果物について、社会での積極的な活用施策を展開する。）

《 事業計画 》

1. 食物アレルギーに関する研究開発支援事業

(1) 平成 28 年度公募型研究助成事業の完了に伴う業務執行

平成 28 年度に実施した食物アレルギーに関する基礎研究、診断・治療及び対応食品の開発に関する助成事業（個人研究 18 件・3,064 万円、共同研究 7 件・3,260 万円、期間：平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）の研究の完了に伴い、研究成果報告書を纏め、公開するとともに研究成果報告会を開催する。

(2) 平成 29 年度公募型研究助成事業の実施

平成 29 年に採択された研究課題に対して研究助成を実施する。

件数及び金額；個人研究 14 件・2,799 万円、共同研究 5 件・2,888 万円

研究期間；平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

(3) 平成 30 年度公募型研究助成事業の実施

平成 30 年度公募型研究助成について、公募、審査、助成先の決定を行う。

募集要項の策定（平成 29 年 6 月）、公募（平成 29 年 7 月～9 月）、採択課題の決定（平成 30 年 1 月）、通知（平成 30 年 2 月）、覚書締結（平成 30 年 3 月）

なお、募集要項については、研究助成審査委員会での提案事項等も考慮し改善を図る。

(4) 学会を通じた学術振興支援及び情報発信

- ・食物アレルギー関係学会（日本小児難治・喘息アレルギー疾患学会、日本小児アレルギー学会、食物アレルギー研究会）への参加
- ・食品関係学会（日本栄養・食糧学会、日本食品化学会、ifia JAPAN）への参加
- ・栄養士関係学会（栄養改善学会）への参加；ランチョンセミナー共催へ応募、実施（1回）
- ・各学会大会で展示または広告掲載等を実施

なお、学会参加は、学術振興の支援とともに研究助成事業やその他事業のコンセプト構築等に有益な研究及び行政動向に関する情報収集、ブース展示による財団のロビー活動も目的とする。

2. 食物アレルギー領域のQOL維持・向上を目指した啓発活動

(1) 第3回食物アレルギー対応食 料理コンテスト表彰事業の実施

食物アレルギーに配慮したアイデア料理を募集し、審査委員会にて優秀作品を選考し表彰する事業を前年度に引き続き実施する。家庭等で生まれた料理技術の掘り起こしや伝承、若い年齢層の食物アレルギーに対する意識喚起も目的として、食物アレルギーの方や家族の安全で豊かな食生活への貢献を目指す。

- ア) 料理コンテストの事業内容、募集要項（対象料理ジャンルの設定等）の企画と決定
- イ) 表彰式の開催

(2) 食物アレルギーセミナーの実施

全国の地域で、主に栄養士や食関係の従事者を対象に食物アレルギーに係る基礎知識や診断・治療・予防等の最新科学情報に関するセミナーを前年度に継続して実施し、食物アレルギーに関連する従事者等の知識や理解度の向上に繋げる。

(3) 団体活動支援助成の実施

全国の患者支援団体等が行う教育目的の事業、調査研究、啓発物作成等の活動に対して助成する。支援先の決定を公正・公平に行うために公募制とし、審査基準に基づき、公益性や社会的メリットを評価し、理事会にて助成の可否を決定する。募集数を拡大するために情報公開方法を改善する。

3. 地域社会、産業と連携した食物アレルギー対応力向上に向けた取組み

(1) 事業成果物の普及活動の強化

- ア) 啓発物の普及

平成27年度に制作し全国の小学校、公立図書館に寄贈した「食物アレルギー」を主題にし

た書籍について、活用実態、反響、効果的活用法に関する調査を継続する。

また、小冊子の学会等での配布を継続する。

イ) 料理コンテスト事業における入賞作品レシピの普及

入賞作品のレシピ集の刊行、HP での動画公開を継続するとともに、新たな取り組みとして、流通業等と連携したレシピ情報の活用策を企画、実施する。

ウ) 料理コンテスト事業における入賞作品の市場への普及（新規事業）

食品メーカーや販売業とタイアップした入賞作品の製品化及びマーケティングの実施、開発支援活動の企画等を行う。

(2) 行政との連携

アレルギー疾患対策基本法の施行に伴う自治体の施策の動向を調査し、連携・支援を目的とする事業シーズを調査する。

4. 財団活動の認知度向上のための取り組み

(1) ホームページによる情報発信

コンテンツの充実、アクセス数の増加を図り、情報発信効果に優れた HP に拡充する。

(2) その他の認知度向上のための活動

新聞等マス媒体を活用した広報、学会等での展示、各種講演等を継続する。

5. 財団運営

公益財団法人に求められる関連法令を遵守した堅実な運営を行う。

内閣府からの指導に基づいた業務執行体制により運営する。

以上